

追加生物種

評価対象の生物種としては、①公定のテストガイドラインがある、②試験データがある、③生物の利用(入手)及び飼育が可能、④水産動植物として有用、⑤国内河川での生態学的重要種、⑥異なる分類群である、などを踏まえて選定し、当面、以下の生物種を追加生物種とすることが可能としている。

- ・ 魚類:ニジマス(サケ目サケ科)又はその他OECDテストガイドライン203推奨種[ブルーギル(スズキ目バス科)、ファットヘッドミノー(コイ目コイ科)、ゼブラフィッシュ(コイ目コイ科)、グッピー(カダヤシ目カダヤシ科)]
- ・ 節足動物:(ミナミ)ヌマエビ又はヌカエビ(十脚目ヌマエビ科)、ヨコエビ(端脚目)又はユスリカ幼虫(ハエ目ユスリカ科)

